

日本学生支援機構

平成29年度給付型奨学金について

日本学生支援機構が実施する奨学金事業において、平成29年度より給付型奨学金制度が導入される予定です。新しい制度の詳細については、関係する予算及び法令の成立後、お知らせする予定ですが、下記のとおり検討されていますので、参考にしてください。

記

対象者

平成29年度に大学等に進学又は高等専門学校（4年次）に進学若しくは進級する者で、以下の基準を満たす学生

①保護者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の両方が住民税非課税の世帯の学生で、私立の大学・高専等に自宅外から通う者のうち、十分に満足できる高い学習成績を修めている者

②社会的養護が必要な学生（児童養護施設や里親などの下で生活している学生）で、国公立の大学・高専等に通う者のうち、大学・高専等における学修に意欲があり、進学又は進級後、特に優れた学習成績を修める見込みがある等として学校長が推薦する者

※本科3年生から4年生への進級者は、②の基準を満たせば対象となります。

給付額

○月額4万円

○社会的養護が必要な学生は、入学金相当額として24万円を追加給付

※社会的養護が必要な学生で、国公立に通う場合の給付月額額は3万円（国立で授業料免除を受けた場合は減額となる予定）

※毎年度、学業の状況を確認したうえで給付が確定

申請の手続き

○平成28年度中に申請の手続きは必要ありません。進学又は進級後に、進学先の学校（進級の場合は本校）を通じて申請することを予定しています。

○申請の際には、本校からの推薦書及び成績表の提出が求められることとなります。

相談窓口

日本学生支援機構では給付型奨学金等の新制度をはじめとする相談窓口を設けています。

独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略課 TEL：03-6743-6719

平成29年 2月22日
学生課 学生係

（掲示期間：平成29年3月31日まで）